（ 26） 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（西日本旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が使用するものに限る。）
（ 27） 日本貨物鉄道株式会社（コンテナを除く。）
（ 28） 真岡鐵道株式会社
（ 29） 松浦鉄道株式会社
（ 30） 北近畿タンゴ鉄道株式会社
（ 31） 北総鉄道株式会社
（ 32） 山形ジェイアール直行特急保有株式会社
（ 33） 阿佐海岸鉄道株式会社
（ 34） 智頭急行株式会社
（ 35） 井原鉄道株式会社
（ 36） 阿武隈急行株式会社
（ 37） 野岩鉄道株式会社
（ 38） 埼玉高速鉄道株式会社
（ 39） 肥薩おれんじ鉄道株式会社
（ 40） 三井住友ファイナンス＆リース株式会社（近畿日本鉄道株式会社が使用するものに限る。）
（ 41） 首都圏新都市鉄道株式会社
（ 42） アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社
（ 43） 千葉ニュータウン鉄道株式会社（新鎌ヶ谷総合指令所に係るものに限る。）

2　次に掲げる者が所有するガス事業に係る償却資産のうちガス導管、整圧器及びガスメーター

所　有　者

（ 1） 東京瓦斯株式会社（群馬支社及び熊谷支社のうち鴻巣地区に係るものを除く。）
（ 2） 大阪瓦斯株式会社
（ 3） 東邦瓦斯株式会社
（ 4） 九州ガス圧送株式会社（大牟田事業所に係るものに限る。）
（ 5） 筑紫ガス株式会社
（ 6） 東日本ガス株式会社
（ 7） 山口合同ガス株式会社（関門海峡横断パイプラインに係るものに限る。）
（ 8） 西部瓦斯株式会社（熊本支店に係るものを除く。）
（ 9） 三愛石油株式会社（佐賀天然ガスパイプラインに係るものに限る。）
（ 10） 北日本ガス株式会社
（ 11） 東彩ガス株式会社

3　次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産

所　有　者

（ 1） 東北電力株式会社
（ 2） 東京電力株式会社
（ 3） 北陸電力株式会社
（ 4） 中部電力株式会社
（ 5） 関西電力株式会社
（ 6） 中国電力株式会社
（ 7） 四国電力株式会社
（ 8） 九州電力株式会社
（ 9） 電源開発株式会社
（ 10） 黒部川電力株式会社（第二笹倉発電所に係るものを除く。）
（ 11） 住友共同電力株式会社
（ 12） 電気化学工業株式会社
（ 13） 日本軽金属株式会社（蒲原工場に係るものに限る。）
（ 14） チッソ株式会社（水力発電設備に係るものに限る。）
（ 15） 旭化成ケミカルズ株式会社（水力発電設備に係るものに限る。）
（ 16） 東京発電株式会社（深良川第一発電所、深良川第二発電所、深良川第三発電所及び深良川連絡線に係るものに限る。）
（ 17） 東日本旅客鉄道株式会社（千手発電所、小千谷発電所及び川崎発電所の送電線路に係る設備に限る。）

4　次に掲げる者が所有する道路事業の用に供する償却資産

所　有　者

（ 1） 比叡山自動車道株式会社
（ 2） 近畿日本鉄道株式会社
（ 3） 奥比叡参詣自動車道株式会社
（ 4） 株式会社プリンスホテル（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
（ 5） 日本自動車道株式会社
（ 6） 芦ノ湖スカイライン株式会社

5　次に掲げる者が所有する電気通信事業の用に供する償却資産

所　有　者

（ 1） ＫＤＤＩ株式会社
（ 2） 東日本電信電話株式会社
（ 3） 西日本電信電話株式会社
（ 4） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
（ 5） ソフトバンクテレコム株式会社
（ 6） 中部テレコミュニケーション株式会社
（ 7） 株式会社ＳＴ　Net
（ 8） 九州通信ネットワーク株式会社
（ 9） 東北インテリジェント通信株式会社
（ 10） 北陸通信ネットワーク株式会社
（ 11） 豊橋ケーブルネットワーク株式会社（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
（ 12） 沖縄通信ネットワーク株式会社（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
（ 13） 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
（ 14） 株式会社ビック東海（光ファイバーケーブルに係る設備のうち二以上の道府県にわたって所在する電気通信事業に係るものに限る。）
（ 15） 株式会社ケイ・オプティコム

6　次に掲げる者が所有する天然ガスの輸送の用に供する償却資産

所　有　者

（ 1） 国際石油開発帝石株式会社（大潟東京間高圧ガス輸送幹線、甲府ライン、両毛ライン、入間ライン及び静岡ラインに係るものに限る。）
（ 2） 石油資源開発株式会社（新潟・仙台天然ガスパイプラインに係るものに限る。）
（ 3） 瀬戸内パイプライン株式会社
（ 4） 石油資源開発株式会社及び東北電力株式会社（白石・郡山間ガスパイプラインに係るものに限る。）
（ 5） 東北天然ガス株式会社（山形天然ガスパイプラインに係るものに限る。）

7　次に掲げる者が所有する水道又は工業用水道の用に供する償却資産

所　有　者

（ 1） 独立行政法人水資源機構（下久保ダム、高山ダム及び一庫ダムに係るものに限る。）